

# 皆さんと創る 新コーナー

5月から、毎月1日号の8面では、区民の皆さんから写真や身近なまちの話題を募集し、掲載するコーナーを新設します。ぜひ、お気軽にご応募ください。

## すみだ三十六景

様々なテーマで、皆さんからの写真を募集します！



**募集内容** 5月のテーマ「すみだの春の花」に沿って、区内で撮影された写真

**応募方法** 写真と、コーナー名・住所・氏名・電話番号を直接または郵送、Eメールで4月5日(必着)までに下記応募先へ \*写真は▶直接・郵送=A4サイズに出力するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) \*その他、下記注意事項をご確認のうえ、ご応募ください。



## 教えて！まちの話題 すみだ見聞録

偶数月に掲載します！

皆さんからお寄せいただいた身近な「まちの話題」を、私がお伝えします！



墨田区長  
山本 亨

**募集内容** 皆さんの活動や、身近な出来事などをまとめた原稿(150字程度)と写真(1、2枚) \*原稿には、題名、そのときの様子、撮影の日時・場所を記載してください。

**応募方法** 原稿・写真と、コーナー名・住所・氏名・電話番号を直接または郵送、Eメールで随時、下記応募先へ \*写真は▶直接・郵送=A4サイズに出力するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) \*その他、下記注意事項をご確認のうえ、ご応募ください。

### 応募にあたっての注意事項

▶写真の被写体に人物が含まれている場合は、肖像権の侵害等が生じないように、ご本人(未成年の場合は親権者)の了承が必要 ▶原稿や写真と一緒に氏名も掲載 ▶応募された写真および原稿は区ホームページ等、他媒体で使用する場合があります ▶応募された写真および原稿は、紙面への掲載に当たり、一部手直しをする場合があります



**【応募先】**  
〒130-8640 広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223  
✉OSHIRASE@city.sumida.lg.jp

# 夢

## 誰もが笑顔で過ごせる暮らしやすいまちへ

墨田区長  
山本 亨

去る3月18日に「すみだモダン2015」の発表会を行い、商品部門13品、飲食店メニュー部門5品がブランド認証されました。このすみだモダンを含む「すみだ地域ブランド戦略」の取組は、2015年度グッドデザイン賞を受賞するなど高く評価されています。今後も、すみだの魅力を一層高めるべく、地域の様々な産品を発掘し、積極的に発信していきます。

さて、平成28年度のスタートとなる今日から、2件の法律が施行されます。「障害者差別解消法」と「女性活躍推進法」です。

「障害者差別解消法」は、正当な理由なく、障害を理由として商品・サービス提供を拒否・制限すること等(不当な差別的取扱い)を禁止するものです。また、障害のある方から何らかの配慮を

求められた場合には、対応する側の負担になり過ぎない範囲での配慮(合理的配慮)が求められます。一方、「女性活躍推進法」は、自らの意思で働き、または働こうとする女性の個性と能力が十分発揮できる社会をめざし、ワークライフバランスを一層推進することや、女性に採用・昇進等の機会を積極的に提供することなどを定めるものです。

国や自治体、民間企業には、それぞれの法律の趣旨に則った対応が求められます。区では、施設のバリアフリー化、不当な差別的取扱いの禁止等に対する啓発の強化や、働く、または働こうとする女性・男性向け育児支援講座、企業向けセミナーなど、様々な施策を展開していきます。

誰もが暮らしやすい社会をめざし、私たちができることは何か、一緒に考えていきましょう。



すみだの魅力が詰まった18の商品等が「すみだモダン2015」としてブランド認証されました